

前回（第9回）ワーキング グループ意見への資料提供

内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第10回）
令和5年10月24日（火）

委員ご意見への参考資料

令和4年度までの死体検案研修会の累計修了者数が2,813人（基礎）、934人（上級）とのことだが、この数は十分と考えているか。十分でない場合は、今後どのように取り組む予定か。

厚生労働省としては、死体検案研修会は、検案に携わる医師の技術向上を目的としたもので、修了者数の目標は前年度以上と設定して事業を実施しており、過去3年は概ね目標を達成できている。

例年、修了者のアンケート結果からニーズや課題等を分析し、より質の高い効果的な研修が提供できるよう、翌年度に向けた見直しを行っている。

なお、死体検案は、死体検案研修会の受講の有無に関わらず、医師であれば行うことが可能であり、現状において、都道府県から検案に従事する医師が不足しているとの事情は何っていない。

津波浸水想定区域に災害拠点病院がいくつ設置され、どのような津波対策を講じているか。

南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、医療機関の建て替え等に要する費用への財政支援として、「南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業」を設けている。事業の概要はp3,p4のとおり。

南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業（平成26年度創設）

【事業概要】

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第十二条の規定に基づき、津波避難対策強化地域に指定された地域の市町村長が作成する「津波避難対策緊急事業計画」において、地域住民とともに集団移転を行うことが必要とされた施設であって、災害拠点病院等の政策医療を実施している機関の建て替え等に要する費用の支援を行う。

【補助対象】

政策医療実施機関（災害拠点病院、救命救急センター、へき地診療所 等）

【補助率】

1 / 2 または 1 / 3

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の概要その1

第十条第一項 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

第十二条第一項 特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は～南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するために必要な緊急に実施すべき計画（「津波避難対策緊急事業計画」）を作成することができる。

第三号 集団移転促進事業（※）

第四号 集団移転促進事業に関連して移転が認められる施設であって～特に配慮を要する者が利用する施設（病院、診療所 等）

※集団移転促進事業 災害発生地域又は災害危険区域等のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居（5戸以上※¹かつ移転しようとする住居の数の半数以上の戸数）の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の促進を図る事業。

※¹ 災害ハザードエリア外の場合は10戸以上

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の概要その2

- 津波避難の用に供する津波避難タワー等の避難場所や、避難場所までの通路、階段等の避難経路の整備に係る特例

南海トラフ地震に固有・最大の課題である巨大津波から人命を守るため、人命保護に即効性のある施策を緊急に進めるため特例措置を講じる。

- 要配慮者施設の高台移転に係る施設の建替えについて支援(施設の移転支援に係る財政上及び金融上の配慮を明記)

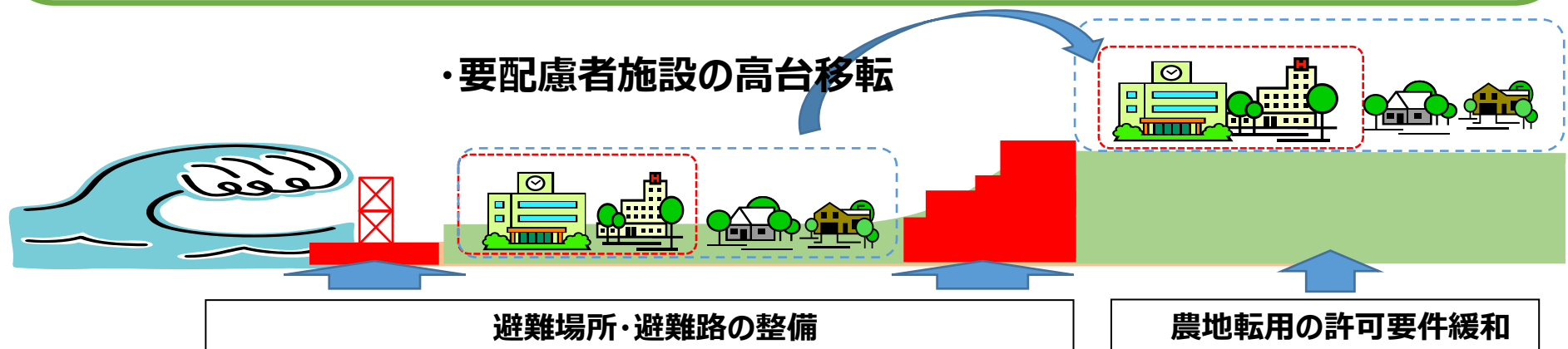
要配慮者が利用する施設については、事前防災施策としての重要性に鑑み、他の事前防災施策と同様に、施設の建替えも支援。

(施設建替えに係る支援)

- ・ 教育施設は補助制度を用意し、私立学校の設置者負担に対する長期低利融資を行う。
- ・ 医療施設は補助制度を用意（政策医療を担う民間医療機関 1 / 3 など）。
- ・ 社会福祉施設等は補助制度を継続し、設置者負担分に対する優遇措置を講じる。

※ 国庫補助制度の対象外となっている社会福祉施設等についても、地方財政措置により対応する。

- 高台移転を行う場合の農地法の農地転用許可要件の緩和
- 高台移転に係る土地利用に関する許認可等の手続の円滑化への配慮



委員ご意見への参考資料

都道府県の災害医療コーディネーターについて、南海トラフ地震による被害が想定されている地域での配置状況はどうなっているか。

南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された市町村の所在する都道府県（※）において任命されている災害医療コーディネーターの人数については、厚生労働省が公表している最新のデータ（令和3年8月時点）によると、都道府県災害医療コーディネーター（都道府県の保健医療調整本部で活動）が643人、地域災害医療コーディネーター（保健所・市町村で活動）が953人、双方の兼任者（272人）を控除した合計人数は、1,324人。都道府県別人数は下記のとおり。

	都道府県災害医療コーディネーター(A)	地域災害医療コーディネーター(B)	兼任者数(C)	総任命者数(A+B-C)
茨城県	5	29	1	33
千葉県	11	53	4	60
東京都	27	0	0	27
神奈川県	9	24	0	33
山梨県	15	0	0	15
長野県	14	38	1	51
岐阜県	9	89	2	96
静岡県	0	47	0	47
愛知県	7	30	0	37
三重県	4	42	0	46
滋賀県	135	135	135	135
京都府	8	34	0	42
大阪府	118	0	0	118
兵庫県	19	118	19	118
奈良県	8	0	0	8

	都道府県災害医療コーディネーター(A)	地域災害医療コーディネーター(B)	兼任者数(C)	総任命者数(A+B-C)
和歌山県	3	17	0	20
岡山県	29	29	29	29
広島県	6	60	3	63
山口県	13	15	5	23
徳島県	34	43	0	77
香川県	22	22	22	22
愛媛県	19	0	0	19
高知県	3	19	0	22
福岡県	51	51	51	51
熊本県	16	28	0	44
大分県	24	0	0	24
宮崎県	16	18	0	34
鹿児島県	11	0	0	11
沖縄県	7	12	0	19
合計	643	953	272	1324

※都道府県は南海トラフ地震防災対策推進地域を含む1都2府26県を記載